

田辺市行政改革大綱

平成 1 8 年 3 月

田 辺 市

目 次

はじめに.....	2
基本方針.....	3
1 行政改革の目標及び基本的視点.....	3
2 行政改革の経緯.....	4
3 行政改革の進め方.....	4
行政改革の重点項目.....	5
1 民間委託等の推進.....	5
2 住民参画と協働の推進.....	5
3 組織・機構の見直し.....	6
4 事務事業の見直し.....	6
5 定員管理の適正化.....	6
6 給与の適正化.....	7
7 人材育成と人材確保の推進.....	7
8 経費の節減合理化等財政の健全化.....	7
9 公共工事の入札及び契約の適正化.....	8
10 情報化の推進.....	8
11 説明責任の確保と住民意見の反映.....	8

はじめに

今、国と地方の関係は大きく変わろうとしています。

800兆円に達すると言われる債務を抱える国・地方の厳しい財政状況の改善と従来型の国の施策に基づく全国一律の行政運営を改め、地方の特色を活かした独自のまちづくりを展開できる体制を作るため、平成11年7月には地方分権一括法が成立し、小泉内閣が誕生してからは「三位一体の改革」の名のもと地方交付税制度の見直しや補助金などの削減と地方への権限と税源の移譲が進められており、今後も地方分権に向かう流れは更に加速していくものと予想され、これに対応できる力が地方に求められています。

また、少子高齢化の進展や高度情報化、国際化、地球環境問題など我々をとりまく社会・経済情勢の変化と住民の地方行政に対するニーズの高度化・多様化に対応できる自治体づくりが求められています。

このような状況の中、地方分権の時代に対応した高度な行政運営能力と強固な財政基盤を確立するため、田辺市は平成17年5月1日に5市町村が合併して誕生しました。

本大綱は、市町村合併を契機として、今後進めていくべき行政改革の基本方針を示すものです。

基本方針

1 行政改革の目標及び基本的視点

今日、日本経済はようやく回復基調に入ったと言われているが、田辺市を取り巻く社会経済情勢は依然回復の兆しは見え、市の財政状況も厳しい状況が続いている。

また、多様化する行政需要と市町村合併による新たな行政課題を抱える中、地方分権の推進など時代の要請に応え、柔軟かつ機敏な対応が可能な行政体制の整備が求められている。

このため、全ての行政活動について総点検をおこなうことにより、市町村合併による経費節減効果を最大限に発揮し、行財政運営の合理化・効率化と地方分権の担い手としての行政能力の向上、体制の構築、整備を目指し、次の基本的視点に基づき本市の行政改革を積極的に推進するものとする。

(1) 住民参画と協働

これまで行政が主として提供してきた公共サービスについて、行政と民間との役割と機能の分担や相互の協働の在り方を再検討し、住民団体をはじめNPOや企業等の参画を促進する。

協働：住民、企業、行政等が対等な協力関係のもと役割分担と連携により、まちづくりを行うこと

NPO：継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称

(2) 行政の合理化・効率化

公共サービスの維持・向上を図りながら、最小の経費で最大の効果が得られるよう、全ての施策や事務事業の見直しと重点化を推進するとともに、社会経済情勢の変化に対応した組織・機構の再編に取り組む。

また、人件費をはじめとした経常的な経費の削減に努める。

(3) 改革の推進状況の公表

市民等への説明責任を果たし、行政運営の透明性・公平性を確保するとともに、市民のための改革としていくため、本大綱に基づく具体的な改革目標を設定し、その進捗状況を公表し、広く市民の声が届く体制を構築していく。

2 行政改革の経緯

国は、昭和59年12月に「国の行政改革の推進に関する当面の実施方法について」を閣議決定するとともに、翌60年1月には自治事務次官より「地方公共団体における行政改革推進の方針（地方行革大綱）の策定について」を通知した。

これを受け、合併前の5市町村においては、庁内組織としての行政改革推進本部や民間委員からなる行政改革懇話会などを設置し、昭和60年から昭和61年の間にそれぞれ行政改革大綱を策定し、積極的に改革に取り組んできた。

また、旧田辺市においては、平成8年3月に第2次となる行政改革大綱を策定したが、平成9年11月には「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」が自治事務次官通知として出され、これに伴い平成10年に各市町村はそれまでの行政改革大綱の見直しを行っている。

さらに、旧田辺市は大綱の見直しとともに、大綱に基づき計画期間を3年間とする行政改革実施計画を策定し、毎年、その取り組み状況を調査、報告してきた。

しかしながら、国・地方を通じその財政状況はさらに厳しさを増し、市町村合併と地方分権の流れの中、平成16年12月に「今後の行政改革の方針」が閣議決定され、翌17年3月には総務省が「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方自治体においても平成17年度中に行政改革大綱の見直しと概ね5年間の具体的な取り組みを定めた計画の公表が求められているところである。

3 行政改革の進め方

行政改革の推進にあたっては、田辺市行政改革推進本部を中心に、市町村合併の効果を最大限に発揮させていくことを基本とし、次項に定める11項目を重点項目として本大綱に基づく概ね5年間の実施計画を策定し、改革に取り組んでいくものとする。

また、本大綱及び行動計画とその進捗状況を毎年公表し、市議会をはじめ住民の理解と協力を得ながら進めていくものとする。

行政改革の重点項目

1 民間委託等の推進

定型的業務を含めた事務・事業全般にわたり、民間委託等の推進に向け積極的に検討するとともに、行政としての関与の妥当性についても検証していく。

委託の実施にあたっては、行政責任を担保することが重要であり、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に充分留意する。

さらに、すべての公の施設について、管理のあり方についての検証を行うとともに、平成15年6月の地方自治法改正前の管理委託制度により管理委託している公の施設については、早急に指定管理者への委託か市直営とするかを判断し、平成18年9月の指定管理者制度への移行期限までに適正に制度移行していく。さらにその他全ての直営施設についても指定管理者制度の導入について検討を進める。

指定管理者制度：公の施設の管理について、地方自治体の出資法人等に限定して委託することが可能であった「管理委託制度」を廃止し、これまで公の施設の管理を受託することができなかった株式会社等の民間団体にまで拡大することにより、住民サービスの向上、行政コストの縮減等をはかる目的で創設された制度

2 住民参画と協働の推進

市町村建設計画における主要施策の一つに「公益を担う官民協働プロジェクト」がある。

これまで行政が主として提供してきた全ての公共サービスについて、行政と民間との役割と機能の分担や相互の協働の在り方を再検討し、住民団体をはじめNPOや企業等の積極的な参画を進めるとともに、これら団体との連携・支援体制の強化を推進する。

3 組織・機構の見直し

従来からの国の府省庁に連動した縦割り型の組織にとらわれず、政策・施策体系や地域性に対応した組織・機構の構築を目指し、不断の見直しをおこなうとともに、住民ニーズの変化等への柔軟な対応と迅速な意思決定を可能とするため、役職等の位置付けの明確化と簡素で横断的な対応が可能な組織編成を構築していく。

また、外郭団体や第3セクターなどの市関係団体についても、組織の見直しや経営の合理化に取り組んでいく。

第3セクター：国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する企業

4 事務事業の見直し

すべての事務事業について公共関与の妥当性、施策への貢献度、費用対効果、緊急性等の観点から常に見直しを行ないながら、廃止、統合や新たな事務事業への転換等を積極的に推進する。特に市町村合併により市内に類似施設が複数存在することとなるため、その必要性を検証し整理・統合を進める。

また、行政資源の効率的・重点的活用や予算査定の簡素化の観点から、政策・施策に対する予算の枠配分について検討していく。

5 定員管理の適正化

合併による具体的効果の一つに職員数の削減が挙げられる。

合併協定書にも謳われているとおり具体的な数値目標を設定した定員適正化計画を策定し、事務事業の見直し、組織・機構の合理化、職員の適正配置に努めることにより、職員数の抑制に取り組むとともに、今後の社会経済情勢の変化を踏まえ常に定員適正化計画の見直しを行ないながら更なる削減を目指す。特にいわゆる団塊の世代の職員が今後退職を迎えることから、将来的な職員の年齢構成や職種別の職員数等を考慮しながら適正な補充による定数削減をおこなう。

6 給与の適正化

人件費をはじめとした経常的経費の抑制が行財政改革の重要課題の一つである。

給与については、業務内容等を踏まえつつ、住民の理解が得られるよう、給与制度と水準、その運用のあり方について検討し、適正化を推進する。

また、特殊勤務手当をはじめとした諸手当の支給のあり方について、総合的に検討し、制度の主旨に合致しないものやその支出方法、金額が適切でないものについて見直しを図るとともに、給与支給実態と併せて公表していく。

7 人材育成と人材確保の推進

地方分権の進展に伴い、その担い手としての行政能力の向上が求められることから人材育成が重要な課題となる。

地方公務員法に定められた「研修に関する基本的な方針の策定」に基づき、人材育成に関する基本方針を策定し、総合的・計画的な人材育成に努めるとともに、効率的・効果的な事務事業の見直しのための職員の意識改革を進め、資質・能力の向上を図る。

管理職の人事評価制度について、制度の適切な運用に向けて取り組むとともに、評価結果の給与等への反映についても運用状況を見ながら検討していく。

8 経費の節減合理化等財政の健全化

事務事業の見直しや定員管理、給与制度の適正化のみならず、その他の経常的経費についても積極的に節減合理化を推進するとともに、各種団体に対する補助金等について、その必要性や費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、さらなる整理・合理化を推進する。

また、三位一体の改革により、地方の自主財源確保の重要性が高まることから、市税をはじめ各種収入の徴収率の向上や行政サービスの提供に対する受益者負担の適正化を図るなど自主財源の確保に努める。

9 公共工事の入札及び契約の適正化

公共工事に関するコスト縮減プログラムを作成し、これに基づく公共事業の総合的な効率化に取り組む。

また、工事の入札・契約にあつたては、住民の信頼を確保するため、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に基づき、情報の公開をはじめとして更なる適正化に務める。

10 情報化の推進

住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード、公的個人認証サービスなどの利活用等、行政手続のオンライン化に努めるとともに、情報基盤の整備により地域の情報格差解消に努め、住民の利便性の向上を目指す。

また、個人情報保護のため、情報セキュリティ対策を推進する。

11 説明責任の確保と住民意見の反映

議会、市民等への説明責任を果たし、行政運営の透明性・公平性を確保するため、事務事業の執行にあたっては、常に情報の公開に努めるとともに、広く意見を収集し反映できる体制を構築する。

審議会等の委員については、公募枠を設けて広く市民の積極的な参画を図るとともに、女性委員の参画を推進する。

また、本大綱及びこれに基づく行動計画をホームページや市広報誌により公表するとともに、その進捗状況及び成果についても毎年公表していく。